

農林漁業者の皆様へ

6次産業化の事業申請を！

埼玉6次産業化サポートセンター（農業経営支援センター関東ブロック）

私ども埼玉6次産業化サポートセンターは、このたび国の事業を受託し、6人のプランナーを配し、6次産業化に取り組む農林漁業者を支援します。具体的には①6次産業化案件の掘り起こし、及び相談内容に基づく計画作成、②事業計画の具体化、ブラッシュアップ、③審査対応等について事業者を支援、④事業化認定後のフォローアップ。

これまで、農業経営支援センターは全国100名以上の会員を擁し、農水省の間接委託事業として経営診断・研修等や、農工商連携事業のフォローも多数手がけてきております。

6次産業化に向けて 少子高齢化による消費の縮小や、輸入農産物の増加等で農産物価格も下がる傾向にあります。

日本農業では生産性の向上と合わせ、「こだわりを持つ質の高い商品」に自ら加工し自ら販売して、高い付加価値を実現していく取組の関心が高まっています！ 自ら素材生産(1次)×加工(2次)×販売(3次)=6次産業化です。これにより所得の向上が達成でき、雇用も生まれ、地域活性化にも貢献できます。

国は無利子融資資金や、加工販売施設等の整備の支援を行います。ぜひ多くの方が、6次産業化事業に参加するようお願いするとともに、事業の企画立案と申請を支援します！ 連絡いただければ相談に伺います。

1. どんな事業が考えられるか？

- (1)食品の加工全般・・・みそ、しょうゆ、酢、ドレッシング、ジャム、果汁、漬物、チーズ、アイス、ジェラード、パン、ケーキ、ハム・ソーセージ、冷凍食品などの新商品の開発に取り組む場合
- (2)直売、スーパーとの直取引き、通信販売、輸出などに取り組む場合
- (3)直売所、農家レストラン、民宿、観光農園、加工体験、都市交流やグリーンツーリズム等に取り組む場合

2. 総合化事業計画の申請受付を行っています

総合化事業計画の認定要件

【事業主体】農林魚漁業者等が行うものであること

農林漁業者（法人・個人）

農林漁業者で組織する団体（農協、集落営農等）

【事業内容】次のいずれかを行うこと

①自ら生産した農林水産物等を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

②自ら生産した農林水産物等について行う新たな販売方式の導入又は販売方式の改善

③これら①②を行うために必要な生産等方式の改善

【経営の改善】次の2つの指標の全てが満たされること

①既存の農林水産物等と上記の新製品の売上高が5年間で5%以上増加すること

②農林漁業及び関連事業の所得が事業開始から終了までに向上し、終了年度に黒字となる

【計画期間】5年以内（3～5年が望ましい）

3. 認定のメリット措置例

【融資等】

○無利子融資資金（改良資金）の償還期限・据置期間の延長

（償還10年→12年、据置3年→5年。上限額 個人 5千万円、法人・団体 1億5千万円）

○短期運転資金（新スーパーS資金）の貸付

（上限額 認定された個人：1千万円、法人：4千万円、金利1.5%（22年12月現在））

【補助金：未来を切り拓く6次産業創出総合対策等】

○（6次産業総合推進事業）新商品開発、販路開拓等に対する補助

（補助率：通常2分の1→認定3分の2）

○（6次産業化推進整備事業）農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助（補助率：2分の1等）

<注>事業計画化の認定がされても、直ちに融資等が受けらとは限りません。再度、融資、補助事業を受ける場合は審査があります。あらかじめご了承ください。

埼玉6次産業化サポートセンター 農業経営支援センター関東ブロック

〒338-0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷2-794 Mio浦和304号

電話048-857-0281 事務局長 山下義 携090-8104-6027

E-mail info@agurisupport.com